

## 会福祉法人もとやま福社会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もとやま福社会（以下「法人」という。）の定款第21条に基づき役員の報酬について規程するものである。

### (範囲)

第2条 この規程では、次の事項に定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 役員旅費

### (会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

### (役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会、評議員会及び評議員専任解任委員会に出席した時は、その他法人運営に関する業務に出席、または決議の省略を行った場合に1日当たり、5,000円を支給する。

また、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で役員に支給する。

- 2 監事が会計監査のため出席した時は、その出席1日につき、5,000円を支給する。
- 3 評議員は、評議員会に出席した時は、その出席1日につき、5,000円を支給する。

### (役員報酬の支払い)

第5条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて直接本人に支払う。

### (旅費)

第6条 旅費は、法人役員の「旅費規程」に準じて支給する。

### 付則

この規程は平成16年4月1日から実施する。

この規程は平成29年4月1日から実施する。

この規程は令和元年6月20日から実施する。

この規程は令和3年6月1日から実施する。